ている場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）	の請求先及び請求した日）並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号	
［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百五十九条第一項第三号	年金証書の記号及び番号	年金証書の記号及び番号又は個人番号若しくは基礎年金番号
［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百六十条第一項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合	指定都市職員共済組合等
改正前施行規程第百六十条第一項第一号	一　受給権者の氏名及び生年月日	一　受給権者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百六十条第五項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合	指定都市職員共済組合等
改正前施行規程第百六十一条	、第百三十七条の規定の適用を受けることとなるとき及び	及び
	遺族共済年金	遺族厚生年金
	、法第四十七条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける相続人若しくは戸籍法	若しくは戸籍法
	知事等から本人確認情報	地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報
改正前施行規程第百六十一条第一号	一　受給権者の氏名及び生年月日	一　受給権者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］

（支払未済の給付）

第二十八条　改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百五十九条第一項第三号	年金証書の記号及び番号	年金証書の記号及び番号又は基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百六十条第一項及び第五項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合	指定都市職員共済組合等
改正前施行規程第百六十一条	、第百三十七条の規定の適用を受けることとなるとき及び	及び
	遺族共済年金	遺族厚生年金
	、法第四十七条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける相続人若しくは戸籍法	若しくは戸籍法
	知事等から本人確認情報	地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報
［同上］	［同上］	［同上］

（支払未済の給付）

第二十八条　改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］